

(法第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類のないもの)

単位 (円)

建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	
一戸建て住宅	
誘導仕様基準*による場合	
当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	14,000
当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	15,000
誘導仕様基準*以外による場合	
当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	24,200
当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	27,000
一戸建て住宅以外の建築物	
法第11条第1項に規定する住宅部分	
誘導仕様基準*による場合	
当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	26,000
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	46,000
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	83,000
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	125,000
誘導仕様基準*以外による場合	
当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	48,500
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	81,000
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	138,000
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	197,000
法第11条第1項に規定する非住宅部分	
モデル建物法による場合	
当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	61,100
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	77,600
当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	102,100
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	165,100
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	216,000
当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	260,000
当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	305,000
標準入力法等による場合	
当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	159,100
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	199,200
当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	257,100
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	366,700
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	453,000
当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	535,000
当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	610,000

* 住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準(令和4年国土交通省告示第1106号)に定める基準